

ユニバーサルサービス政策委員会（第16回）議事概要

1. 日時 平成23年12月9日（金）14時00分～15時30分
2. 場所 総務省 第1会議室（10階）
3. 出席者
委員 菅谷主査、酒井主査代理、大谷委員、高橋委員、東海委員、長田委員、藤原委員、三友委員
総務省 原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、大村料金サービス課企画官、安東料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐、山野料金サービス課課長補佐
4. 議題
災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方について
5. 模様
事務局より資料について説明後、議論。

菅谷：事前に事務局から報告書案の内容について説明があり、委員に対し個別に意見を伺ったと思うが、本日は報告書案にきちんと意見が反映されているか、また改めて気づきの点があれば意見を述べていただきたい。章ごとに区切って議論を進めていく。

【第1章について】

東海：資料1のP4に「その対象とした」とあるが、不明確であるため、「検討の対象とした」といった表現に修正願いたい。

高橋：資料1のP1に「多くの利用者により利用された」とあるが、単に多くの利用者に活用されたと記載すればよいのではないか。難解な表現で「より」の趣旨が不明確。単に利用者によって利用されたという意味なのか、それとも、より一層活用されたという意味か。

資料1のP3に「通信ニーズを増加させる一方、通信手段を制限し、公衆電話の利用を増加させる」とあるが、1つの文に異なる主語が混在しているので簡潔にまとめてほしい。

同頁に、公衆電話について「現在はNTT東西により設置・提供されており」とあるが、前の文との対比から、「NTT東西のみにより」と修正すべき。

最後に、資料1のP4の下線部の「最低限」という表現に違和感がある。災害等緊急時のセーフティネットの役割を果たすという趣旨だと理解するが、表現の適正化をお願いする。

事務局：資料１のＰ１に関しては、多くの者によって利用されたという趣旨である。その他のご指摘を含め、趣旨を踏まえて記載ぶりを改めたい。

大谷：資料１のＰ３に「東北地方太平洋沖地震」とあるが、その他では「東日本大震災」となっている。何か特別な意図がない限り、表現を統一したほうが分かりやすいのではないか。

【第２章について】

藤原：先日新聞で「最近では常設の公衆電話が減少しておりそのうち無くなるのではないかと心配する投稿を読んだ。実際には常設の公衆電話のうち、第一種公衆電話はユニバーサルサービス制度の対象になっているため、無くなるものではない。そのため、資料１のＰ１３にある利用者への周知等において、ユニバーサルサービス制度によって第一種公衆電話は維持されているということも周知の対象とすることとしてはどうか。

また資料１のＰ１２にある「夜間に立ち入ることができない場所など」とは、オフィスビルや合同庁舎を指していると思うが、建物管理上の理由から昼間でも立ち入ることができない場所についても明記する必要があるのではないか。それを記載することについて何か懸念があるのであれば、留保を付して記載すればよい。

事務局：ご指摘については、留保付きとすることも含め、記載ぶりを改めたい。

長田：資料１のＰ１４では、特設公衆電話からの発信者番号が非通知となることに対し、「より根本的な解決が望まれる」とある。しかし、その後を示されている対応策は、必ずしも根本的な解決策とはいえない。着信側に「特設公衆電話」と表示させるのが理想であり根本的な解決策だと思うので、「根本的な」という表現は再考願いたい。今回の報告書案では積極的な解決策は記載されていないが、今後特設公衆電話の設置数が増えれば、より根本的な解決策を講ずることが必要になると思う。災害時に通信が輻輳している状況下で、わざわざ折り返し電話を増やす対策が最適解とは思えない。

資料１のＰ１２にある公衆電話の設置場所の公開について、今回は災害等緊急時における利便性の向上という趣旨からＮＴＴ東西に第一種公衆電話と第二種公衆電話の区別をすることなく公開を促すという結論になった。報告書の修正ということではないが、以前から第一種公衆電話が適切に配置されているかという問題意識から第一種公衆電話がどこにあるか公開すべき声はあったと思う。公開できないにしても、ＮＴＴ東西から総務省に対して第一種公衆電話の設置場所を報告するなどの仕組みをつくることも考えてもらいたい。

藤原：資料１のP14にある「この番号は着信の取扱いはできない」という発信者に対するガイダンスについて、このガイダンスだけではなぜ着信できないのか理解できない。「特設公衆電話なので着信できない」といったガイダンスにしたほうがよいのではないか。

事務局：ご指摘のガイダンスの内容はあくまで例示である。報告書では、着信側に「特設公衆電話」と表示するためにはN T T東西のシステム改修に一定の時間と費用を要するため、対応策として既存の機能を活用して低費用で早急にできる措置を記載したものの。ガイダンスの内容について、既存の機能の中にこういったものがあるか、改修は可能かといった点を確認し、記載ぶりを改めたい。

三友：内容を変更する必要はないが、分かりづらい表現や、馴染みのない用語があるため、全体的に確認して修正願いたい。

高橋：検討の前提として、東日本大震災においてP2などに「機能停止を免れた公衆電話が重要な役割を果たした」と書いていながら、東日本大震災における公衆電話の被災状況が本文でも注釈でも言及されていないのは不自然。資料2には記載されているようだが、報告書本体にもこのようなデータを記載すべき。また、震災で流失した第一種公衆電話を補完するために、第二種公衆電話の指定替えを行った事実は承知しているが、それについても記載されていない。一般の国民の方に東日本大震災の際の公衆電話の流失状況や、ユニバーサルサービス制度自体を理解してもらうためにも、こうしたデータは載せるべき。

資料１のP12第4節に「常設の公衆電話の廃止による利用者の混乱等为了避免するため定期的な更新を行うこと」とあるが、常設の公衆電話は「移転」もあると思うので、それも併せて記載してほしい。また、移転した場合には、移転場所を明記し、廃止した場所にはその旨を明示するといった親切な対応を望む。

資料１のP13の下から2行目に「公衆電話の使用方法自体を認知していない者」とあるが、若年層を想定した意見なので、その旨書き加えてほしい。

資料１のP14にある「常設の公衆電話の機能の高度化」について、高度化による利用者の増加、公衆電話の収支改善に力点が置かれているが、あくまでも公衆電話の利便性の向上を主目的として提案したものの。東日本大震災において公衆電話に行列ができた経緯と、スマートフォンやタブレット型端末が今後急激に普及していくことを踏まえ、無線LANサービスを付加して公衆電話を高度化することにより、台数を増やさなくても公衆電話が活用される場面が増えるのではないか。その趣旨に沿った記載ぶりにしてもらいたい。

東海：今回の震災を踏まえて、このような報告書がまとまったことは非常に有意義。資料 1 の P10 以降で特設公衆電話に関して記載されているが、多くの国民は報道等を通して事後設置の特設公衆電話は知っていても、事前配備の取組はよく知らないと思われるので、この点がまとめられているのが特によい点だと思う。今後は事前配備に要する費用や利用者ニーズ、事後設置の公衆電話について、交通網の遮断で設置が遅れるといったデメリットを踏まえ、事前配備の特設公衆電話を充実化する方向に向かうのではないかと感じている。

資料 1 の P10 に「特設公衆電話（事前配備）は避難所に設置されているもの」とあるが、事前に配備することと、災害が起きてから設置される避難所との関係が分かりにくい。

事務局：ここでいう避難所とは自治体の地域防災計画で指定されているものや、周辺事態対処法によって法令で決められているものなど、緊急時に避難所になる場所という趣旨である。ご指摘を踏まえ修正したい。

酒井：従来のユニバーサルサービス政策委員会では非常時を意識せず議論をしていたが、従来の議論の延長線でいたら公衆電話は減らしていく方向で話は進んでいたと思う。今回、災害時のことを考えて第一種公衆電話の台数 10.9 万台を維持するという結論に至ったが、そもそもこの 10.9 万台という数字は、現行の設置基準を変えない限り維持される数字という理解でよいか。そして、今後の状況を踏まえてまた見直すかもしれないが、今回はひとまずこの水準を維持することとしたという認識でよいか。

事務局：然り。

【第 3 章について】

菅谷：本日欠席された委員からは何か意見はあったのか。

事務局：ご欠席の委員には報告書について個別にご相談に伺い、ご了解いただいている。

【第 4 章について】

藤原：前回の委員会における、当方の発言の趣旨を盛り込んでくれたと認識しており、意図するところが組み込まれているので満足している。公益事業は、生活必需、地域独占という性格があり、1920 年代に米国を中心として確立してきた学問分野であるが、近年

のリベラリゼーション・レギュラトリーリフォームによって地域独占の要素に疑問が呈され、公益事業の概念が維持できるのか不明瞭な状況となりつつある。しかし今回の震災をきっかけに公益事業における生活必需の要素が注目された。公益事業のステータスをどのように維持するかという観点は、ユニバーサルサービス制度の概念と共通するところがあると感じる。公益事業と同様の概念である必要はないと思うが、Essentiality という概念を中核にして、概念を再構築する考え方があり、災害時を意識したユニバーサルサービス制度はそうした考えに即したものではないかと今回の議論を通じて感じた。

菅谷：資料 1 の P22 にある「現行の制度」は何を指しているのか。ユニバーサルサービス制度なのか、もっと広く電気通信事業法体系全体なのか。明確化できないか。

事務局：主にユニバーサルサービス制度を想定しているが、今回の検討の対象には特設公衆電話や第二種公衆電話も含まれているため、「制度」としていた。ご指摘を踏まえ、対象を明確にしたい。

三友：資料 1 の P22 に記載されている IP 網へ移行と公衆電話の関連性については、今後の技術発展との兼ね合いもあるため、今回の報告書に詳細に盛り込まないという結論に同意。将来的には、公衆電話について、ユニバーサルサービスとは別の枠組みで検討することを考えてもよいと考えている。

菅谷：表現ぶりについて修正を求める意見があったが、修正内容については当方にご一任いただきたい。修正した上で、次回電気通信事業政策部会に当委員会の検討結果として報告したいと思う。

事務局：いただいたご指摘を踏まえ、菅谷主査とご相談の上、報告書を一部修正し、委員の方々に後日送付させていただく。次回第 17 回ユニバーサルサービス政策委員会については、別途連絡する。

以上